



# 部活動のあり方が変わろうとしています！！

校長 千葉 雅樹

今学校では、部活動のあり方が大きく変わろうとしています。

### ＜学校が抱えている部活動に関わる問題＞

- 少子化による生徒数の減少
- 部活動数の減少
- 指導や大会運営等の業務負担

学校だけで、子どもたちのスポーツ・文化環境を継続的に支えていくことは困難

本校も同様な問題を抱えており、昔は1学年9クラスあったこともありますが、現在は、4クラスと半分以下の状況です。また、専門的な知識や技能を持たない先生も自分の時間を使いながら、休日を含め、部活動の指導をしている現状があります。

このような部活動が、先生方の超過勤務の原因の1つであることから、部活動の地域への移行が国の取組として進められています。

- ### ＜部活動の地域移行＞
- ・生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消する。
  - ・学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

そこで、北海道教育委員会は、今現在、子どもたち、保護者が部活動に対してどのような考えを持っているのかを調査し、北海道としての方向性を示そうとしています。

### ＜中学生と保護者の意識調査 R4.11＞

◇部活動に求めるもの	
保護者	
・豊かな人間性,自己肯定感	66.7%
・人間関係の構築	55.8%
・大会やコンクールで良い成績を残す	8.7%
中学生	
・人間関係の構築	44.8%
・体力や技能の向上	40.6%
・豊かな人間性,自己肯定感	33.2%
・大会やコンクールで良い成績を残す	31.7%

### ＜北海道における方向性＞

- ◇R5→R7 休日の部活動を地域へ移行
- ◇指導者の確保
- ◇施設の確保
- ◇大会・コンクール等の見直し
  - ・地域クラブ活動の参加を容認
  - ・大会やコンクール等の運営体制の適正化
- ◇部活動の位置づけについての理解の促進
  - ・部活動が教育課程外であることの周知
- ◇費用負担に関する意識の醸成
  - ・地域クラブ活動に参加する費用が保護者の負担にならないようにするための取組

左表は、北海道教育委員会が令和4年11月に実施したアンケート調査の結果です。(一部抜粋)

さて、皆様はこの結果をどのように考えますか？

私は、次のように考えました。まず、今と昔では、親の考え方も変わってきているということ。昔は、「部活も勉強も両方ががんばれ！」という親が多かったような気がします。今、保護者の方々が部活動に望んでいることは、「大会の結果より人としてのあり方を教えてほしい」ということなんだということです。

まさしく今求められていることは、「部活動を通して人を育てる」ということ。その取組の延長に良い成績が残ることを理想とし、部活動を見つめていく必要があると思います。これは、私がテニス部の顧問をしていたときのモットーでした。

しかし、子どもたちの心と体をバランス良く育むためには、部活動の地域移行を進めていく必要があるのかなと考える今日この頃です。

# 小学校訪問！

入学を間近にした6年生を対象に本校中学生が中学校生活の様子を伝える取組です。新入生が、少しでも不安をなくして入学を迎えられるように取り組んでいます。

学校生活の様子をまとめたDVDの視聴や中学校生活の決まりの説明、クイズ大会、質問タイムなどを実施しました。小中学生が交流する有意義な時間となりました。6年生の真剣に聞こうとする態度と終了後の中学生の達成感を感じた表情がとても印象的でした。



# お知らせ



令和5年度、4月・5月の主な行事日程をお知らせいたします。

- 4月 6日(木) 入学式
- 13日(木) 学力テスト(全学年)
- 17日(月) 参加日
- 18日(火) 全国学力学習状況調査(3年生)
- 21日(金) 二者面談(保護者)～27日(木)
- 5月 2日(火) 部活動後援会総会
- 5月11日(木) 地域清掃  
修学旅行(3年生)～13日(土)

地域清掃(5/11)では、来年度も町内会の方々に  
お世話になります。よろしくお願いたします。

## 【旭川市教育委員会からのお知らせ】

### (仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の実施について

旭川市では、いじめ防止に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進することを目的とした、「(仮称)旭川市いじめ防止条例」の制定を検討しています。つきましては、「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案」を作成しましたので、同条例骨子案に対する保護者の皆様の御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

#### ○資料の配布場所

教育委員会教育指導課(6条通8丁目セントラル旭川ビル5階)、  
市政情報コーナー(総合庁舎1階)、各支所・公民館、旭川市ホームページ

#### ○資料の配布・意見の提出期間

令和5年2月18日(土)から令和5年3月19日(日)まで

※(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案につきましては、本校のホームページにも掲載いたします。  
「トップページ MENU内」→「いじめ防止基本方針」